

旭川医科大学個人情報開示等審査基準の一部を改正する基準を次のように定める。

(令和4年7月4日学長裁定)

旭川医科大学個人情報開示等審査基準の一部を改正する基準

旭川医科大学個人情報開示等審査基準（平成17年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）<u>第82条</u>、<u>第93条</u>及び<u>第101条</u>に規定する開示等の決定についての旭川医科大学（以下「本学」という。）における審査に当たっては、この基準に基づき適正な運用を図るものとする。 第1 開示決定等の審査基準 法<u>第82条</u>の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。 1 開示する旨の決定（法<u>第82条</u>第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。 (1)～(2) (略) (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法<u>第80条</u>）。 2 開示しない旨の決定（法<u>第82条</u>第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。 (1) (略) (2) 開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答え	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）<u>第18条</u>、<u>第30条</u>及び<u>第39条</u>に規定する開示等の決定についての旭川医科大学（以下「本学」という。）における審査に当たっては、この基準に基づき適正な運用を図るものとする。 第1 開示決定等の審査基準 法<u>第18条</u>の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。 1 開示する旨の決定（法<u>第18条</u>第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。 (1)～(2) (略) (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法<u>第16条</u>）。 2 開示しない旨の決定（法<u>第18条</u>第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。 (1) (略) (2) 開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答え

るだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第81条）

- (3) 開示請求に係る保有個人情報を本学において保有していない場合又は開示請求の対象が法第122条第2項に該当する場合若しくは法第2条第2項に規定する保有個人情報に該当しない場合

(4) (略)

- (5) 開示請求書に法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合（病院における診療情報の開示請求に係るものを除く。）。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(略)

- 4 開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない。ただし、法第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

第2 保有個人情報該当性に関する基準

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 (略)

- 2 「行政機関等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の役員又は職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取

るだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第17条）

- (3) 開示請求に係る保有個人情報を本学において保有していない場合又は開示請求の対象が法第45条に該当する場合若しくは法第2条第3項に規定する保有個人情報に該当しない場合

(4) (略)

- (5) 開示請求書に法第13条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合（病院における診療情報の開示請求に係るものを除く。）。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(略)

- 4 開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない（法第18条ただし書き）。

第2 保有個人情報該当性に関する基準

開示請求の対象が法第2条第3項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 (略)

- 2 「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した」とは、独立行政法人等の役員又は職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成

得したことをいう。

3 (略)

4 「当該行政機関等が保有している」とは、当該行政機関等が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

5 (略)

第3 不開示情報該当性に関する基準

開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 開示請求者に関する情報（法第78条第1号）について

法第78条第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的状況に即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第2号）について

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第2号本文）

イ 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第78条第3号の規定により判断する。

ロ～ニ (略)

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（法第78条第2号イ）

し、又は取得したことをいう。

3 (略)

4 「当該独立行政法人等が保有している」とは、当該独立行政法人等が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

5 (略)

第3 不開示情報該当性に関する基準

開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 開示請求者に関する情報（法第14条第1号）について

法第14条第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的状況に即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号）について

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号本文）

イ 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第14条第3号の規定により判断する。

ロ～ニ (略)

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（法第14条第2号イ）

イ～ハ （略）

- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第2号ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

- (4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（法第78条第2号ハ）

イ （略）

ロ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第2号イに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

- 3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営

イ～ハ （略）

- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第2号ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

- (4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（法第14条第2号ハ）

イ （略）

ロ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第14条第2号イに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

- 3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営

む個人の当該事業に関する情報（法第78条第3号）について

- (1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号本文）

イ 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第78条第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第7号の規定に基づき判断する。

ロ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第2号の不開示情報に当たるかどうかにも検討する必要がある。

ハ （略）

- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第3号ただし書）

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第78条第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健

む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号）について

- (1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号本文）

イ 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第14条第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第5号の規定に基づき判断する。

ロ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第14条第2号の不開示情報に当たるかどうかにも検討する必要がある。

ハ （略）

- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第3号ただし書）

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第14条第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健

康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、
現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合
もあり得ることに留意する。

- (3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な
利益を害するおそれ（法第78条第3号イ）

イ～ロ （略）

- (4) 任意に提供された情報（法第78条第3号ロ）

イ～ホ （略）

へ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当た
っては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事
情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化
も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当
該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されてい
るなどの事情がある場合には、法第78条第3号ロには該当し
ない。

4 審議、検討等に関する情報（法第78条第6号）について

- (1)～(5) （略）

- (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての
意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのもの
に影響が及ぶことはなくなることから、法第78条第6号の不
開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。た
だし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、
当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等
審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該
意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は
次の意思決定に関して法第78条第6号に該当するかどうか
判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等

康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、
現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合
もあり得ることに留意する。

- (3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な
利益を害するおそれ（法第14条第3号イ）

イ～ロ （略）

- (4) 任意に提供された情報（法第14条第3号ロ）

イ～ホ （略）

へ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当た
っては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事
情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化
も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当
該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されてい
るなどの事情がある場合には、法第14条第3号ロには該当し
ない。

4 審議、検討等に関する情報（法第14条第4号）について

- (1)～(5) （略）

- (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての
意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのもの
に影響が及ぶことはなくなることから、法第14条第4号の不
開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。た
だし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、
当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等
審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該
意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は
次の意思決定に関して法第14条第4号に該当するかどうか
判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等

する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第78条第6号に該当する。

5 事務又は事業に関する情報（法第78条第7号）について

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第78条第7号本文）

イ 「次に掲げるおそれ」として法第78条第7号イからトに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

ロ 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

法第78条第7号の規定は独立行政法人等の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と

する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第14条第4号に該当する。

5 事務又は事業に関する情報（法第14条第5号）について

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第14条第5号本文）

イ 「次に掲げるおそれ」として法第14条第5号イからトに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

ロ 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

法第14条第5号の規定は独立行政法人等の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と

いえるものであることが求められる。

ハ (略)

- (2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」 (法第78条第7号イ)

イ～ニ (略)

- (3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」 (法第78条第7号ロ)

イ～ロ (略)

- (4) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」 (法第78条第7号ハ)

イ (略)

ロ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、法第78条第7号ハに該当し得る。

- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」 (法第78条第7号ニ)

独立行政法人等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に

いえるものであることが求められる。

ハ (略)

- (2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」 (法第14条第5号イ)

イ～ニ (略)

- (3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」 (法第14条第5号ロ)

イ～ロ (略)

- (4) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」 (法第14条第5号ハ)

イ (略)

ロ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、法第14条第5号ハに該当し得る。

- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」 (法第14条第5号ニ)

独立行政法人等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に

係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」 (法第78条第7号ホ)

独立行政法人等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」 (法第78条第7号ヘ)

独立行政法人等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (8) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正

係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」 (法第14条第5号ホ)

独立行政法人等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」 (法第14条第5号ヘ)

独立行政法人等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (8) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正

当な利益を害するおそれ」(法第78条第7号ト)

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第78条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第78条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2～3 (略)

- 4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合(法第79条第2項)

(1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観

当な利益を害するおそれ」(法第14条第5号ト)

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第14条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第15条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第14条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第15条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2～3 (略)

- 4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合(法第15条第2項)

(1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観

点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第78条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第79条第1項の規定により開示することになる。ただし、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) (略)

第5 裁量的開示に関する基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第80条に基づき裁量的開示ができる場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、法第78条各号の不開示情報に該当する情報であるが、高度な判断により、当該個人の権利利益を保護するために特に開示する必要があると認められる場合をいう。

法第78条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、ここでは、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるものとする。

第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合 (法第81条) に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1～2 (略)

点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第14条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第15条第1項の規定により開示することになる。ただし、法第15条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) (略)

第5 裁量的開示に関する基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第16条に基づき裁量的開示ができる場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、法第14条各号の不開示情報に該当する情報であるが、高度な判断により、当該個人の権利利益を保護するために特に開示する必要があると認められる場合をいう。

法第14条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、ここでは、法第14条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるものとする。

第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合 (法第17条) に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1～2 (略)

第7 訂正決定等の審査基準

法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。
- 2 訂正をする旨の決定（法第93条第1項）は、調査等の結果、訂正請求のとおり保有個人情報 が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

- 3 訂正しない旨の決定（法第93条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
 - (2) 法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
 - (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合
 - (4) 訂正請求書に法第91条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつて

第7 訂正決定等の審査基準

法第30条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。
- 2 訂正をする旨の決定（法第30条第1項）は、調査等の結果、訂正請求のとおり保有個人情報 が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

- 3 訂正しない旨の決定（法第30条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
 - (2) 法第27条第1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
 - (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合
 - (4) 訂正請求書に法第28条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつて

は、本人の法定代理人であること。)を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

(5)～(7) (略)

第8 利用停止決定等の審査基準

法第101条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、以下により行う。

- 1 利用停止をする旨の決定(法第101条第1項)は、請求に係る保有個人情報に次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

(1) (略)

- (2) 法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合

「法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

- (3) 法第69条の規定に違反して利用されている場合

「法第69条の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

- (4) 保有個人情報が法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

「法第69条の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報

は、本人の法定代理人であること。)を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

(5)～(7) (略)

第8 利用停止決定等の審査基準

法第39条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、以下により行う。

- 1 利用停止をする旨の決定(法第39条第1項)は、請求に係る保有個人情報に次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

(1) (略)

- (2) 法第3条第2項の規定に違反して保有されている場合

「法第3条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第3条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

- (3) 法第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合

「法第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

- (4) 保有個人情報が法第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

「法第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で

を提供している場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定（法第101条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) （略）
- (2) 法第36条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合
- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合
- (4) 利用停止請求書に法第99条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。
- (5)～(6) （略）

附 則

この基準は、令和4年7月4日から実施し、改正後の旭川医科大学個人情報開示等審査基準は令和4年4月1日から適用する。

保有個人情報を提供している場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定（法第39条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) （略）
- (2) 法第36条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合
- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合
- (4) 利用停止請求書に法第37条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。
- (5)～(6) （略）

【改正理由】

個人情報保護法の改正に伴い，所要の改正を行うものである。